平成20年度第2回向日市個人情報保護審議会 会議録

・日 時:平成21年3月3日(火)午前10時から午前11時まで

·場 所:向日市役所大会議室(3F)

・出席者:(委員)大田会長、野田委員、酒井委員、高松委員、大秦委員 (事務局)上田市民生活部長、物部市民参画課長、長谷川市民参画課主任 (説明員)美馬市民課長、植田企画総務部次長兼企画調整課長、

長谷川企画調整課係長、今西子育て支援課長、中村子育て支援課主幹

・傍聴者:なし

・議 事:

- (1) 諮問事項「定額給付金及び子育て応援特別手当支給事務において、外国人登録原 票の個人情報を目的外利用することについて
- ・事務局からの報告
 - (1)向日市個人情報保護条例の改正について

議事(要約)

- 1 開会
- 2 委員紹介・事務局紹介・説明員(担当課職員)紹介
- 3 議事(1)諮問事項「定額給付金及び子育て応援特別手当支給事務において、外国人 登録原票の個人情報を目的外利用すること」について
- ~事務局説明~(長谷川)

景気後退下での住民不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、併せて 住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として、定額給付 金を支給することが国において決定された。

なお、支給は市町村が行うこととなり、その対象者は、基準日である平成21年2月 1日において、 住民基本台帳に記録されている者 外国人登録原票に登録されている者 る者のうち、不法滞在者及び短期滞在者等を除いた一定の条件を満たす者となっている。 本市においては、平成21年4月頃から申請受付を開始したいと考えているが、支給 事務を行う上で、住民基本台帳及び外国人登録原票の利用が必要となる。

国の見解によると、住民基本台帳の利用については、住民基本台帳法第1条により、 利用が可能となっているが、外国人登録原票の利用については、法令に該当する規定が なく、各市の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、この手 続きを行うことになるととされている。

従って、定額給付金の支給対象者を把握し、申請案内及び申請書等を送付する際、外国人登録原票に記載されている住所、氏名、生年月日等の情報が必要であるが、これらの個人情報を支給事務に使用することは、目的外利用にあたることになる。

同時に、定額給付金と共に支給を国において決定された子育で応援特別手当について も、同様の問題が生じる。多子世帯の幼児教育期の子育での負担に対して配慮する観点 から、平成20年度の緊急措置として、小学校就学前3年間に属する子であって、第二 子以降の児童について子育で応援特別手当を支給することにより、子育でを行う家庭に おける生活安心の確保に資することを目的としている。

子育て応援特別手当の申請案内及び申請書等を送付する際には、外国人登録原票に記載されている住所、氏名、生年月日等の情報が必要であり、これらの個人情報を使用することは、目的外利用にあたることになる。

~ 定額給付金制度についての説明~(植田)

定額給付金の目的は、 景気後退下での住民の不安に対処するための住民への生活 支援 広く給付することのより消費を刺激し、地域経済の活性化を図ることの2点で ある。

事業の実施主体は市町村であり、実施に係る経費は国が全額負担する。本市における 給付金の総額は、約8億3500万円、給付に係る事務費は約3,400万円を予定し ている。

給付の対象者は、平成21年2月1日の基準日に市内に住民基本台帳に記載されている者又は、外国人登録原票に記載されている者が対象となる。ただし、外国人登録に関しては、不法滞在及び短期滞在の者は対象にならない。基準日以降に亡くなった者も支給の対象となっている。

受給権者は、住民基本台帳においては世帯主が受け取る。外国人登録原票においては、個人一人一人に支給する制度となっている。本市においては、所得制限は設けない方向で考えている。

平成21年2月1日現在、本市には2万2,507世帯有り、うち外国人登録分は304世帯となっている。人口は5万5,220人、うち外国人登録分は486人が対象となる。

支給額は、18歳以下又は65歳以上の方は一人につき2万円、それ以外の年齢の者は、一人につき1万2千円となっている。

申請及び給付の方法は、給付対象者の情報に基づき、申請に必要な情報をまず郵送で送付したいと考えている。申請者は郵送で申請を行い、審査・給付決定を経て、申請者が指定した銀行口座へ振り込むことにより給付したいと考えている。

定額給付金は市民全てが対象であり、これまで経験したことがない事業であるため、 非常に膨大な事務を適切に処理し、迅速かつ正確に給付金を受け取ってもらうために、 住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき基本リストを作成し、これにより申請書を対 象者に送りたいと考えている。

給付申請受付開始は、できるだけ速やかに開始したいと考えているが、明日(3月4日)に参議院で採決された上で衆議院で再可決されるという予定が報道されており、その後、速やかに事務を進めていきたいと考えている。

申請期限は、給付開始日から6ヶ月以内と決められている。

今後のスケジュールは、申請書の送付を3月下旬から4月上旬にかけて行い、支給は4月の上旬から5月上旬の予定である。

~子育て応援特別手当制度についての説明~(中村)

子育て応援特別手当の目的は定額給付金と同じだが、対象が児童となる。幼児教育期の子育ての負担に対して配慮するという観点から、平成20年度の緊急措置として第2子以降の児童に支給するというものであり、これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資することを目的としている。

事業の実施主体は市町村であり、それに係る経費は、人件費と備品購入費以外は全額 国の負担となる。

支給対象となる児童は、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子供(平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた子供)を対象とし、かつ、その中で第2子以上が対象となる。定額給付金と同様に、住民基本台帳に記載されている子及び外国人登録原票に登録されている子のうち不法滞在者と短期滞在者を除いた子が対象となる。第2子の判定については、18歳以下の子が対象となる。つまり平成2年4月2日生まれ以後の子を児童として、順番に第1子、第2子・・・と決定していくことになる。基準日以降に死亡された児童についても支給対象となる。つまり、3歳~5歳の中で第2子以上の子供が対象となる。

受給権者は世帯主であり、支給対象となる児童の属する世帯の世帯主に支給する。保護者ではない。所得制限は、京都府下全市町村においては設けない予定である。

基準日は平成21年2月1日であり、給付額は対象児童1人あたり3万6千円であり、 1回きりの支給となっている。 申請及び給付等の方法については、市町村が情報に基づき、対象児童の属する世帯主へ必要な書類を送付・配布する予定となっており、申請は原則窓口への提出となる。必要に応じて郵送による提出も可能となっているが、添付書類が多く必要となる。審査・給付決定の上、原則として世帯主が指定した口座へ振り込むことにより支給する。振込みによる支給が困難な場合に限り、現金でも支給を行う。

支給申請受付開始は、国会で関連法案が可決された後、3月下旬若しくは4月上旬を 予定している。

申請期限については、案内開始日から6ヶ月以内となっている。6ヶ月過ぎると辞退とみなして取り扱われる。

子育て応援特別手当事務事業体制は、3月から健康福祉部子育て支援課で行うこととなっている。支給対象数は、最大で児童数は千人、世帯数は980世帯を見込んでいる。また、事業経費については、支給額に約3,600万円、関連事務費に約190万円を見込んでいる。

~ 質疑 ~

- (会長)住民基本台帳と外国人登録原票に基づいて支給対象を決定していくが、まだいづれも国会で関連法案等がとおっていない段階であるが、3月下旬から4月初めくらいから支給事務が開始されることが確実に見込まれるため、その事務を進めるために必要ということで諮問があった。住民基本台帳については目的外利用ではあるが、法令上その根拠があるため、その情報を使って問題がないと思われる。外国人登録原票の方については、これを支給事務に使うということについては、必ずしも法令上の根拠がない。それについて目的外利用しても良いかどうかが問題となる。このあたりについて資料の7等の考え方の説明を事務局にお願いする。
- (事務局:長谷川)国の方では、住民基本台帳法に関しては第1条の目的のところに、「その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」という一文が入っている。これを基に、住民基本台帳の内容を給付金事務等に目的外利用することは、法令等に基づくものという解釈ができるため、可能とされている。一方、外国人登録法の目的には、そういった項目がない。外国人の管理という点にのみを目的としている。従って、法令に基づくものがないということで今回諮問を行った。
- (会長)個人情報保護条例第9条目的外利用の例外規定において、第2号に「法令等に基づくとき」という規定があるが、外国人登録原票にはこれにあたる規定がない。従って第5号に基づき、審議会が良いといえば利用が可能となるため審議会の意見を聴くこととなったということである。
- (委員)住民基本台帳の方は世帯主が受給権者となっているが、外国人は個人となって おり、世帯という考え方で資格(受給権)を与えるわけではないということか?

- (企画調整課:植田)この事務は自治事務ではあるが、概ね国の方で考え方が示されており、それに基づき事務を行っている。住民基本台帳については、世帯ごとに申請をしてもらう。外国人登録原票については、世帯という考え方がなく、個人ごとに管理されているので、その者一人ひとりに申請してもらうということになる。ただし、15歳未満の者については、親権者が申請をすることができる。
- (委員) このままだと、相続の問題が発生するように思う。もしこの外国人の受給権者が死亡したときは、どうやって相続人を確定するのか?また、小さな子供はどうやって申請するのか?もともと外国人も受給権者を世帯主にしておけば、このような問題が起こらない。法律で受給権者は定められているのか?
- (企画調整課:植田)この事務はあくまで国の予算措置に基づいて行われる。従って、 市町村が自ら行う事務とされている。死亡の場合、例えば住民基本台帳において一人 世帯の者が死亡した場合、その者は支給対象者とならない。(定額給付金は)全ての 者に支給されるわけだが、ある面、例外もある。2月1日以降に死亡した者について は、同一世帯の世帯主に支給されるが、一人世帯の者は、世帯主がいないということ で支給の対象とならない。外国人登録についても、一人世帯と同様になる。
- (企画調整課:長谷川)生計を同じにしている同一世帯の者については、死亡されても 代理受給が可能だが、世帯が別の場合は、代理受給の対象外となる。
- (委員)外国人登録の16歳未満の者は親権者が代理受給できるということだが、親権者が誰かわかるのか?
- (市民課:美馬)日本人は戸籍があるので確認できるが、外国人の方は外国人登録原票に記載されていること以外は全くわからない。本国の方で戸籍を作っていたら確認可能かもしれないが、全ての人が作っているとは限らない。西洋は全くない。従って相続人の特定という点では、不可能である。外国人登録原票に記載されているものは、あくまで本人の情報ばかりで、その本人を特定する資料の一つとして世帯主や続柄等をつけている。それも本人の申請に基づいて行うため、現実と乖離のある可能性もある。
- (委員)住民基本台帳を定額給付金事務に使用することは、住民基本台帳法第1条の目的規定が根拠になるということだが、その場合は個人情報保護事務登録簿に載せなく てよいのか?
- (事務局:物部)条例第9号第2号の「法令等に基づくとき」という例外規定にあたる ため、掲載不要である。
- (委員)資料3-2は、全て条例第9条第5号の類型にあたるということだったか?
- (事務局:長谷川)そのとおり。
- (委員)資料3-2の6頁に、後期高齢者医療事務の記録の名称に「住民基本台帳登録 データ」とあるが、定額給付金事務でさえ住基法第1条でカバーされているのであれ

ば、これもカバーされているはずではないか?19年度に後期高齢者医療事務に住基データを使うということを審議会にかける必要はなかったのではないか?住民基本台帳法第1条の「住民に関する事務の処理」のこの程度の規定が根拠になるのでは、市の仕事で住民に関連しない事務はないため、今後住民票は何に使っても良いということになるのでは?それならそれで取扱いを統一したらどうか?提案である。

- (事務局:物部)ありがたい提案である。
- (委員) この程度の目的規定が根拠になるかならないかということで、国の方でなるい うのならば、それはそうでよいのではないか?しかも、住民基本台帳法第1条にはた またまこういった文言が入っているが、外国人登録法も当然、外国人に関する事務の 基礎とするべきものではないか?
- (事務局:物部)私どもは、そこに書かれているとおり、管理を行うという文字どおりにとっている。なお、国から示されているQ&Aがあるので、その説明を企画調整課からお願いしたい。
- (企画調整課:長谷川)国の方から定額給付金についてQ&Aが示されているのだが、「住民基本及び外国人登録原票の情報を利用するためには法改正が必要ではないか」という問がある。「定額給付金事業に住民基本台帳を利用することについては、住民基本台帳法第1条に『住民に関する事務の処理の基礎とする』と定められており、同一市町村内での利用については、当該規定により可能である。また、同一市町村内において外国人登録原票の利用することについては、外国人登録法上の制限はないとされている。よって、いずれの法律も改正の必要はない。」ということで、後は、事務局の説明のとおり、住民基本台帳法を根拠として利用が可能、外国人登録原票の利用については規定がないため、市町村の個人情報の取扱いによるということになっている。
- (事務局:物部)あくまでも国の見解であり、この審議会としては、外国人登録原票を 利用するにあたって審議会への諮問が必要と考え、こういう場を設けた次第である。
- (会長) 先ほどの資料3 2 の件であるが、データを広域連合に渡す外部提供にあたる ため、審議会にて審議したと認識している。今回は目的外利用である。
- (委員)条例第9条で外部提供と目的外利用とで区別されているのでは?
- (会長)外部提供については、法令の根拠がないと読むことも可能。
- (委員)外国人登録法については、文言上の手がかりがないのでという国の解釈である。 出入国管理については明らかに国の事務であり、自治体の事務のはずがないので、外 国人登録原票も機能としては住民基本台帳と同じ役割を果たす。よって(住民基本台 帳と外国人登録簿で異なった取り扱いを行うことは)合理的な区別と思われないのだ が、やはり法令上の根拠があるとはいいたくないのか?
- (事務局:長谷川)そのあたりの取扱いについて、住民基本台帳に準じるという考え方

をされている市町も多い。しかし、本市の場合はいかがなものかと考え、諮問した次 第である。

- (委員)いかがなものかと思った理由に関心がある。
- (事務局:長谷川)これまでどちらかというと(審議会を)厳格に運用していたため、 事務局の方でこれはこの解釈でいけるという判断をできかねた。
- (市民課:美馬)外国人登録法については、住民基本台帳法に比べて厳しめの網がかかっている。原票の開示・写しの交付等において、原票をとれる人というのは、本人、弁護士等、国等に限られている。ただ、同じ庁内の中で業務に使うためには、国・公共機関の取扱いに準じて行えばよいという扱いになっている。戸籍・住民票についても、昨年5月に法改正が行われ厳しくなったが、思いきり厳しめの枠で取り扱っていた関係上、このような提案になったという事情がある。
- (会長)では、住民基本台帳の使用については、一応住民基本台帳法が根拠となる。外国人登録原票の使用については、法令上明確な根拠がない。向日市個人情報保護条例の第9条第5号の公益上必要があって、かつ本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断し、目的外利用について承認するということでよいか?

(委員)よい。

- (会長)類型であるが、事務局の案では6の「他の行政機関又は公共的団体と連絡、調整、協議するに当って個人情報の目的外利用等を行う場合」の中に、今回のものを入れるということだが、いかがか?
- (委員)6は、他の行政機関等に外部提供することをイメージしているように思う。3 の方がふさわしいのではないか?
- (会長)(事務局は)3で検討したか?
- (事務局:長谷川)法令等に基づくという解釈が可能となるならば、3に該当するのではと考えていた。事務局の方で最初から3に該当とはいいにくい。審議会の中で判断をお願いしたい。
- (会長)定額給付金の根拠は、国の予算措置だけであったか?
- (企画調整課:植田)予算措置だけである。
- (企画調整課:長谷川)それをうけて、市で実施要綱を策定して行う。
- (事務局:物部)要綱も法令等に入るのか?
- (委員)事実上、国に言われてする仕事である。
- (会長)6だと目的外利用でなく、外部提供のケースばかりであるので違うように思う。
- (委員)3の依頼、照会等に対して回答、報告するというわけでもない。ぴったりする ものがない。
- (事務局:長谷川)当初、7を考えていた。
- (委員) 7 がよい。

- (委員)行政サービスの向上、簡素化にあたるか?
- (委員)一番簡素な手段であるといえるのではないか?
- (会長) どうもぴったりとくるものがないように思うが、やはり7か?
- (委員)類型は、7パターンしかないのか?
- (事務局:物部)今まで作成しているのは、7パターンしかない。他にふさわしいもの を作ることも可能である。
- (委員)1回きりでもあるし、わざわざ作らなくても良いのでは?
- (委員)今あがっている7が役所の内部で使うということで良いのでは?
- (委員)事務局で最初に7だと思った理由は?
- (事務局:長谷川)3-1の7の理由欄に「 行政手続の迅速化及び効率化又は市民サービスの向上を図るため、利用する必要があると判断された場合」という箇所があり、給付金の支給は手上げ方式でもできないこともないが、こちらから対象者を把握して申請書等を送付するということを行うのは、手続きの迅速化及び効率化、市民サービスの向上を図るにあたるのではないかと考えたからである。
- (委員)手上げ方式で行う自治体もあるのか?
- (企画調整課:長谷川)今のところきいていない。福島県南会津町が一番手として申請書の送付を行っているが、町から世帯主宛てに送付している。外国人に関しては、国からきちんとしたものが示されていないこともあるので、とりあえず住民基本台帳に載っている者から送付している。これから一気に全国の市町村で事務がはじまると思う。
- (会長)事務局の考えでは、7の理由 にあたるということで、審議会の意見としてよいか?
- (委員)よい。
- (会長)その他意見等はないか?
- (会長)なければ、この諮問事項に関する協議はこれで終了する。
- (会長)ただ今の意見や議論を踏まえて答申案を作成し、事務局から各委員へ送付する。 了解ののち、正式な答申書とする。
- 4 事務局からの報告(1)向日市個人情報保護条例の改正について
- ~ 報告~(長谷川)

向日市個人情報保護条例の改正について報告する。統計法の全部改正及び統計報告調査法の廃止に伴い、「向日市個人情報保護条例」の一部をこの12月議会において改正した。

条例第41条(他制度との調整)にこれまでの統計法の引用部分があったが、このたびの統計法の改正で、今まで使用していた指定統計という名称が基幹統計になるなどの変更があったため、本市条例内においても指定統計を基幹統計に改めるなど、改正を行っている。条例の実質的内容に係る変更は全くないため、報告とした。

なお、手引については、これまで本市の機構改革による実施機関の削除等、条例も規則も細かな変更を行っている経過もあるため、次回の審議会時には、改訂したものを配布する予定である。

5 閉会